

孫まで三代私の学び 規約

第1章 総則

第1条 本団体は、孫まで三代私の学び と称する（以下、本会と略称する）。

第2条 本会は、大人と子どもが世代を越えて相互に関わり合いながら、自らの生活を歴史のおよび社会的視点から見つめ、主体的な学びを実現する教育を創造することを目的とする。

第3条 本会は、上記の目的を実現するために以下の各項の事業を行う。

- (1) 研究活動事業
- (2) クラス活動事業
- (3) 教育交流活動事業
- (4) 前各号の活動のためのコンピュータネットワークの管理・運営
- (5) その他本会の目的を実現するために必要な活動

第4条 本会の事務所を、宮城県仙台市青葉区愛子東四丁目21番1号 本屋禎子方に置く。

第2章 会員

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会した個人または法人とする。

第6条 会員として入会および退会を希望するものは、入会届あるいは退会届を理事長に提出するものとする。

第7条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

- 2 退会にあたって、当該会員がすでに納入した会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 会計監査役 1名

第9条 各役員は次の業務を行う。

- (1) 理事長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 理事は理事会に参画し、会務の執行を決定する。
- (3) 会計監査役は本会の財産の状況を監査し、会員総会と理事会で報告する。

第10条 理事および会計監査役は、会員総会で選任する。

2 理事長は、理事の互選により定める。

3 いずれも任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条 理事および会計監査役に変更が生じた場合は、理事長は理事会を招集し、後任者が必要な場合はこれを補充する。ただし、後任者の任期は前任者の任期の残余期間とする。

第4章 会議

第12条 本会の会議は、会員総会および理事会とする。会員総会は会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

第13条 会員総会は本会の最高議決機関とし、この規約に定めるもののほか、理事長および理事会の諮問に応じて評議し、本会の運営に関する事項を議決する。

(1) 予算および決算に関する事項

(2) 会員の入退会に関する事項

(3) 運営委員会の活動に関する事項

2 理事会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を評議、議決する。

(1) 会員総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 会員総会に付議すべき事項

(3) その他の会務の執行に関する事項

(4) 理事長が必要と認めた事項

第14条 会員総会および理事会は、年1回以上理事長が招集する。

2 理事長は、構成員の3分の1以上の請求があった場合、会員総会または理事会を招集しなければならない。

3 会員総会の定足数は、会員の過半数とする。理事会の定足数は、理事の過半数とする。

4 会員総会および理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第15条 会議に出席できない会員および理事は、書面をもって議決権を行使できる。

第5章 運営委員会

第16条 本会の広報・事務その他運営に必要な一切を処理するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員および委員長は理事長が任命する。

第6章 資産および会計

第17条 本会の予算は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 活動に伴う収入
- (2) 会費による収入
- (3) 寄付による収入
- (4) その他

第18条 本会の資産は運営委員会が管理し、管理方法は会員総会の議決による。

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更および解散

第20条 この規約の変更は、会員総会の議決による。

第21条 本会は理事会において理事の3分の2以上の同意を得て解散することができる。解散に伴う残余財産は理事会の議決により処分する。

附則

1. この規約はこの団体の設立の日（平成19年3月24日）から施行する。
2. 本規約の規定にかかわらず、設立当時の理事長を次のものと定める。

住所 仙台市青葉区愛子東四丁目21番1号

氏名 本屋禎子

附記

1. 第1章第3条（事業内容区分の変更）、第5章全項目（運営委員という名称への変更）、第5章16条3項（運営委員の退会の届けの削除）を改訂する。（平成20年3月9日）
2. 第1章第4条（事務所の住所について）を改訂する。（平成24年3月24日に改訂 平成24年4月1日より施行）